

通所リハビリテーション料金表(1割負担)

通所リハビリテーション費

(6時間以上7時間未満)

(1日あたり)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通所リハビリテーション費	626円	750円	870円	1,014円	1,155円

加算

(1日あたり)

入浴介助加算	入浴介助を行った場合	50円
リハビリテーション マネジメント加算(Ⅰ)	通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画の見直しを行い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達している場合 新規利用者は1月以内に居宅を訪問し、計画を策定した場合 (1月につき)	330円
リハビリテーション マネジメント加算(Ⅱ)	開始月から6月以内(1月につき) (理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明をした場合)	850円
	開始月から6月超(1月につき) (理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明をした場合)	530円
短期集中個別 リハビリテーション実施加算	医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が利用者に対して、その退院・退所日から起算して3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合	110円
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	認知症であり、かつ、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が退院・退所日、または通所開始日から起算して3月以内の期間に集中的な個別リハビリテーションを実施した場合(週2回を限度)	240円
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	認知症であり、かつ、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が退院・退所日の翌日の属する月または開始月から起算して3月以内の期間に集中的な個別リハビリテーションを実施した場合 1月に4回以上のリハビリテーションを実施した場合 (1月につき)	1,920円
生活行為向上 リハビリテーション実施加算	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、利用者の有する能力の向上を支援した場合	
	開始月から起算して3月以内の期間に行われた場合(1月につき)	2,000円
	開始月から起算して3月超6月以内の期間に行われた場合 (1月につき)	1,000円
生活行為向上リハビリテーション実施加算の実施後に通所リハビリテーションを継続した場合の減算	生活行為向上リハビリテーションの提供終了後の翌月から6月間に限り1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する	

加算

栄養改善加算	管理栄養士を配置して、低栄養状態にある利用者又はおそれのある利用者に対し、管理栄養士、看護職員等が共同して栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行った場合（月2回を限度）	150円
栄養スクリーニング加算	利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合（6か月に1回）	5円
口腔機能向上加算	歯科衛生士等を配置して、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し、共同して口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上のサービスを行った場合（月2回を限度）	150円
重度療養管理加算	要介護3・4・5であって、別に厚生労働省が定める状態である者に対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合	100円
中重度者ケア体制加算	中重度要介護者を積極的に受け入れ在宅生活の継続に資するサービス提供をするため、看護職員又は介護職員を指定基準よりも常勤換算方法で1以上加配している場合	20円
リハビリテーション提供体制加算	6時間以上7時間未満の通所リハビリテーションを提供した場合	24円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合	18円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に4.7%を乗じた料金	

（その他）

事業所が送迎を行わない場合	所定単位数から片道につき47円を減算
---------------	--------------------

延長加算

8時間以上9時間未満	50円	9時間以上10時間未満	100円
------------	-----	-------------	------

食事（実費）	500円（1回につき）
--------	-------------

おむつ代	パット10円 パンツ型60円
------	---------------------

介護予防通所リハビリテーション料金表（1割負担）

（1月につき）

介護度	要支援1	要支援2
介護予防通所リハビリテーション費	1,712円	3,615円

加算

（1月につき）

リハビリテーションマネジメント加算	通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画の見直しを行い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達している場合 新規利用者は1月以内に居宅を訪問し、計画を策定した場合	330円	
運動器機能向上加算	リハビリ職員などが共同して個別の運動器機能向上計画を作成し、これに基づき個別に運動器機能向上サービスを行った場合	225円	
栄養改善加算	管理栄養士を配置して、低栄養状態にある利用者又はおそれのある利用者に対し、管理栄養士、看護職員等が共同して栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行った場合	150円	
栄養スクリーニング加算	利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合 (6か月に1回)	5円	
口腔機能向上加算	歯科衛生士等を配置して、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し、共同して口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上のサービスを行った場合	150円	
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち2種類実施した場合	480円	
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの3種類実施した場合	700円	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合	要支援1	72円
		要支援2	144円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に4.7%を乗じた料金		

（その他）

食事（実費）	500円（1回につき）	
おむつ代	パット10円	パンツ型60円

通所リハビリテーション料金表(2割負担)

通所リハビリテーション費

(6時間以上7時間未満)

(1日あたり)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通所リハビリテーション費	1,252円	1,500円	1,740円	2,028円	2,310円

加算

(1日あたり)

入浴介助加算	入浴介助を行った場合	100円
リハビリテーション マネジメント加算(Ⅰ)	通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画の見直しを行い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達している場合 新規利用者は1月以内に居宅を訪問し、計画を策定した場合 (1月につき)	660円
リハビリテーション マネジメント加算(Ⅱ)	開始月から6月以内(1月につき) (理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明をした場合)	1,700円
	開始月から6月超(1月につき) (理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明をした場合)	1060円
短期集中個別 リハビリテーション実施加算	医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が利用者に対して、その退院・退所日から起算して3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合	220円
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	認知症であり、かつ、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が退院・退所日、または通所開始日から起算して3月以内の期間に集中的な個別リハビリテーションを実施した場合 (週2回を限度)	480円
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	認知症であり、かつ、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が退院・退所日の翌日の属する月または開始月から起算して3月以内の期間に集中的な個別リハビリテーションを実施した場合 1月に4回以上のリハビリテーションを実施した場合 (1月につき)	3,840円
生活行為向上 リハビリテーション実施加算	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、利用者の有する能力の向上を支援した場合	
	開始月から起算して3月以内の期間に行われた場合(1月につき)	4,000円
	開始月から起算して3月超6月以内の期間に行われた場合 (1月につき)	2,000円
生活行為向上リハビリテーション実施加算の実施後に通所リハビリテーションを継続した場合の減算	生活行為向上リハビリテーションの提供終了後の翌月から6月間に限り1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する	

加算

栄養改善加算	管理栄養士を配置して、低栄養状態にある利用者又はおそれのある利用者に対し、管理栄養士、看護職員等が共同して栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行った場合 (月2回を限度)	300円
栄養スクリーニング加算	利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合 (6か月に1回)	10円
口腔機能向上加算	歯科衛生士等を配置して、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し、共同して口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上のサービスを行った場合 (月2回を限度) (1回につき)	300円
重度療養管理加算	要介護3・4・5であって、別に厚生労働省が定める状態である者に対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合	200円
中重度者ケア体制加算	中重度要介護者を積極的に受け入れ在宅生活の継続に資するサービス提供をするため、看護職員又は介護職員を指定基準よりも常勤換算方法で1以上加配している場合	40円
リハビリテーション提供体制加算	6時間以上7時間未満の通所リハビリテーションを提供した場合	48円
サービス提供体制強化加算 (I) イ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合	36円
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数に4.7%を乗じた料金	

(その他)

事業所が送迎を行わない場合	所定単位数から片道につき94円を減算
---------------	--------------------

延長加算

8時間以上9時間未満	100円	9時間以上10時間未満	200円
------------	------	-------------	------

食事 (実費)	500円 (1回につき)
---------	--------------

おむつ代	パット10円 パンツ型60円
------	---------------------

介護予防通所リハビリテーション料金表（2割負担）

（1月につき）

介護度	要支援1	要支援2
介護予防通所リハビリテーション費	3,424円	7,230円

加算

（1月につき）

リハビリテーションマネジメント加算	通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画の見直しを行い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達している場合 新規利用者は1月以内に居宅を訪問し、計画を策定した場合（1月につき）	660円	
運動器機能向上加算	リハビリ職員などが共同して個別の運動器機能向上計画を作成し、これに基づき個別に運動器機能向上サービスを行った場合	450円	
栄養改善加算	管理栄養士を配置して、低栄養状態にある利用者又はおそれのある利用者に対し、管理栄養士、看護職員等が共同して栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行った場合	300円	
栄養スクリーニング加算	利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合 （6か月に1回）	10円	
口腔機能向上加算	歯科衛生士等を配置して、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し、共同して口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上のサービスを行った場合	300円	
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち2種類実施した場合	960円	
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの3種類実施した場合	1,400円	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合	要支援1	144円
		要支援2	288円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に4.7%を乗じた料金		

（その他）

食事（実費）	500円（1回につき）	
おむつ代	パット10円	パンツ型60円

H30.4.1

通所リハビリテーション料金表(3割負担)

通所リハビリテーション費

(6時間以上7時間未満)

(1日あたり)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通所リハビリテーション費	1878円	2250円	2610円	3042円	3465円

加算

(1日あたり)

入浴介助加算	入浴介助を行った場合	150円
リハビリテーション マネジメント加算(Ⅰ)	通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画の見直しを行い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達している場合 新規利用者は1月以内に居宅を訪問し、計画を策定した場合 (1月につき)	990円
リハビリテーション マネジメント加算(Ⅱ)	開始月から6月以内(1月につき) (理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明をした場合)	2550円
	開始月から6月超(1月につき) (理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明をした場合)	1590円
短期集中個別 リハビリテーション実施加算	医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が利用者に対して、その退院・退所日から起算して3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合	330円
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	認知症であり、かつ、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が退院・退所日、または通所開始日から起算して3月以内の期間に集中的な個別リハビリテーションを実施した場合 (週2回を限度)	720円
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	認知症であり、かつ、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が退院・退所日の翌日の属する月または開始月から起算して3月以内の期間に集中的な個別リハビリテーションを実施した場合 1月に4回以上のリハビリテーションを実施した場合 (1月につき)	5760円
生活行為向上 リハビリテーション実施加算	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、利用者の有する能力の向上を支援した場合	
	開始月から起算して3月以内の期間に行われた場合(1月につき)	6,000円
	開始月から起算して3月超6月以内の期間に行われた場合 (1月につき)	3,000円
生活行為向上リハビリテーション実施加算の実施後に通所リハビリテーションを継続した場合の減算	生活行為向上リハビリテーションの提供終了後の翌月から6月間に限り1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する	

加算

栄養改善加算	管理栄養士を配置して、低栄養状態にある利用者又はおそれのある利用者に対し、管理栄養士、看護職員等が共同して栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行った場合 (月2回を限度)	450円
栄養スクリーニング加算	利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合 (6か月に1回)	15円
口腔機能向上加算	歯科衛生士等を配置して、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し、共同して口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上のサービスを行った場合 (月2回を限度) (1回につき)	450円
重度療養管理加算	要介護3・4・5であって、別に厚生労働省が定める状態である者に対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合	300円
中重度者ケア体制加算	中重度要介護者を積極的に受け入れ在宅生活の継続に資するサービス提供をするため、看護職員又は介護職員を指定基準よりも常勤換算方法で1以上加配している場合	60円
リハビリテーション提供体制加算	6時間以上7時間未満の通所リハビリテーションを提供した場合	72円
サービス提供体制強化加算 (I) イ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合	54円
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数に4.7%を乗じた料金	

(その他)

事業所が送迎を行わない場合	所定単位数から片道につき141円を減算
---------------	---------------------

延長加算

8時間以上9時間未満	150円	9時間以上10時間未満	300円
------------	------	-------------	------

食事 (実費)	500円 (1回につき)
---------	--------------

おむつ代	パット10円 パンツ型60円
------	---------------------

介護予防通所リハビリテーション料金表（3割負担）

（1月につき）

介護度	要支援1	要支援2
介護予防通所リハビリテーション費	5,136円	10,845円

加算

（1月につき）

リハビリテーションマネジメント加算	通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画の見直しを行い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達している場合 新規利用者は1月以内に居宅を訪問し、計画を策定した場合（1月につき）	990円	
運動器機能向上加算	リハビリ職員などが共同して個別の運動器機能向上計画を作成し、これに基づき個別に運動器機能向上サービスを行った場合	675円	
栄養改善加算	管理栄養士を配置して、低栄養状態にある利用者又はおそれのある利用者に対し、管理栄養士、看護職員等が共同して栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行った場合	450円	
栄養スクリーニング加算	利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合 （6か月に1回）	15円	
口腔機能向上加算	歯科衛生士等を配置して、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し、共同して口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上のサービスを行った場合	450円	
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち2種類実施した場合	1,440円	
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの3種類実施した場合	2,100円	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合	要支援1	216円
		要支援2	432円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に4.7%を乗じた料金		

（その他）

食事（実費）	500円（1回につき）	
おむつ代	パット10円	パンツ型60円

H30.4.1